所究研濟經亞東 學大國帝都京

叢論濟經亞東

號 貳 第 卷 壹 第

月五年六十和昭

東亞廣域經濟の爲替政策 東亞經濟圏に於ける米生産の 支那銀行制度の調整 支那論ヒマホケネーとモンテスキュー 江 支那紡績勞働請負制度の樣式…… 東亞社會政策の理念 法 日 重慶政府の戰時金融集權政 フラン 清戦争に於ける清朝の財政政策 海 家 關 の ス 通 經 の對支經濟進出 貨の 濟 思 推 想:: 移 の ------ 經濟學博士 策 П 發展 顧 經 經 綖 꺹 經 왩 商 經 經濟學博士 濟 変 濟 濟 濟 濟 齊 抖 壆 學 學 題 <u>달</u> E 學 \pm 士 士 士 7-1 <u>-l-</u> 士 谷 德 大 岡 高 河 柏 Ш 大 穗 -|-垣 谷 上 永 野 部 非 積 口 貙 孝 寅 吉 末 満 健 象 文 利 盛 剪 太 次 彥 廣 行 良 郎 雄 藏 雄 次 郎

賣發 閣 斐 有 肆 書

(禁轉載)

第 卷 四〇四 第 號 - | 六

清戰爭に於ける淸朝の財政政策

井 象

雄

柏

近代支那 財 政 史の 性

されて行つた。 て西ョー み續けてゐた。 全體として、その交渉に巻き込まれたものでは無く、從つて決して支那社會の步みに大きな影響を及ぼす程 於ける地位を確保して行つた。 |接支那社會を支配 つて鐵道が敷設され ッパ諸國の壓力がヒ で無かつた。夫が阿片戰爭の結果、 支那社會は久しい間孤立を守り、 ロッパ諸國との交渉が始つたとは云ふものの、 此の様なョ 勿論古くから、 シーへと加はつて來た。 或は從來から支那社會の持つてゐた舊い金融機關や商人を媒介として、 鑛山が新しい方法に依つて採掘され始めた。 ъ 中央アジアを通じて東部ヨーロッパとの交渉があり、 ッ パ諸國の進出は、 とうして彼等の勢力圏 (Spheres of influence; Spheres of interest) が漸次擴大 外部から何の影響を受ける事も 支那社會はその歩み續けて來た自らのコースを大きく轉換した。 彼等は商品を送り、 當然支那社會の動きに大きな影響を與へた。 夫等は云はゞ局部的・偶然的なものであり、 資本を携へて押し寄せて來た。 無く、 新しい組織を持つた銀行が設立され、 獨自の = |-後には、 スをゆるやかな足取りで步 南方の海上を通じ 彼等の支那社會 夫等の 此の影響の下 支那社會が 爾來ョ 戜 Ż. Ø

Ò

ㅁ

直

T. W. Overlach; Foreign Financial Control in China, 1919, Introduc-

され では、 の金融機關が支那社會に廣くその根を張り繞らしてゐた。此の樣に近代支那社會史は、 手工業・家内工業等の抵抗に遭つて、 那自らの努力に依つて、 動 下 ĸ 强に抵抗し續けた。そして新しいものは舊いものの抵抗の爲に支配的になる事が出きず、舊いものは引き續きそ 生命を保つてゐた。例へば海岸・大河川に沿ふ大都會では、 いものの萠芽が見え始めたにも拘らず、支那社會の持つ强靱な傳統的性格は、 に清期の採つた富國强兵政策、 利權囘收運動、 支那自らに依つても新しい方向への運動が開始された。 特に政府の公債政策と組み合つて急激な勢で増加して行つたが、 依然傳統的な生活が續けられてゐた。 孫文の三民主義、 舊い殼の中に閉ざされてゐた支那社會に新しいものが芽生へて來た。 外資の進出に基く民族資本の覺醒、 その發展

て一定の

限界が

附せられて

わた。 蔣介石の經濟建設計畫等が之である。 近代化を示す可き一つの指標としての機械工業も芽生へて來たが 清朝末期に於ける康有爲の提案、 近代的な生活が始められて來た。 依然舊い組織を持つた傳統的 清期末期から 民國初期へかけての排外運 此の様なヨーロッ 新しい組織を持つた銀行が設立 生れようとする新しいものに頑 外國壓力の强化と新舊の 然し、とうして新 李鴻章等の指導 パ諸國の影響と支 然し爾餘の部分 な支那古來

配者の個人的要求に基くものであつた。 央アジアを通ずる商業路確保の爲の鬪爭が活發に展開されてゐたが、 たのであつた。從つてその樣な交渉は支那社會全體の性格に迄影響を及ぼす程のもので無かつた。例へは漢朝の時代に巳に中 此等の交渉はむしろ支配者の手に集積された餘剩の富が、彼等の奢侈的需要を充たす可きヨーロツパ商品と交換され (早川譯、 ザハロフ「支那社會史」第十四章商業路の爲の鬪爭) 夫は支那社會全體としての要求からでは無く、 むしろ支

交錯と云ふ二つの事質に依つて、大きく特長づけられてゐる。

此 の様な性格を持つ地盤の上に立つた近代支那財政史にも、 支那社會のこの様な特長がその儘反影してゐる。

日淸戦争に於ける淸朝の財政政策

第一卷 四〇五 第二號 一一七

東亞經濟調查局譯,薜農山,支那近代農民經濟史,三〇七~三二〇頁。 | 拙稿,支那の農村と農民(財政六ノー)。

清戦争に於ける清朝 の財政政策

第一卷 四〇六 第

於いて 那社 ねた。 革案は民國革命後にも新しい政府に依つて繼承された。 Ł て、 加 ば舊 とうして支那の傳統的財政の中に、 ・ 清朝末期頃から財政に於ける新しい方向への努力としての財政改革案が考慮され始めた。 會に於ける自らの勢力圏の擴大を接護した。 るのみであつた。 外債の占める程度は、 1 \lor ・制度と機構の上に獨立の生活を續けてゐた支那財政に於いて、 ッパ 、諸國は 然し支那の財政が舊い制度と之に基く外債の累積に依つて、 支那 その窮乏の加はるにつれ重要さを増した。そして支那財政は夫に比例して窮乏の度 政府の外債の求めに應ずる事に依つて、 漸次新しい制度が現はれては來たが、 債權國に依つて此の樣な企圖が持たれてゐたから、 此等の努力は更に蔣介石の下に華々しく展開されて 支那の政治機構の中樞に迄も喰ひ入り、 外債が大きな部分を占める様になつて やはり奮い制度は尚根强く残つて 窮乏の 度を **清朝末期の財政改** 深めるに 支那財 從つ 行つ 政

自身に依る新しい方向への運動も强まつたのであつた。 **戦争は此の様な支那社會乃至財政** 阿片戦争であり、 支那社會に於ける外國勢力の强化と新舊の交錯と云ふ二つの性格を、 そして舊い制度と新しい制度が支那財政の中に交錯してゐたのである。 夫を契機としてョー 近代支那社會史と財政史の此の様な進路を切り開いたものが阿片戰争であるとすれば、 口 ッパ 諸國の支那社會に對する壓力が一段と强化されたのであつた。 の動きに加速度を與へたものであつた。 近代支那社會史乃至財政史に與へたもの 日満戦争に依つて 清朝の 此の頃から支那 弱體が 曝露 日清

て 日清戦争に於ける清朝の戦費調達と戦後經營の爲の財政政策に、 私は此の様な環境の中に日清戰争を置き、 **清朝が日清戦争を中心として採つた財政政策を見度いと思** 此の様な支那社會乃至支那財政の性格がどの そし

され、

が

- 一〇九~一一六頁。木村增太郎,支那財政論, 六七 4)
- 朱偰,中國財政問題,一〇九~一一六頁。木村增太郎,支那財政論。 ~七四頁。 賈士毅,民國財政史 上册,一三八~一六九頁,一九七~二〇八頁, 一五九~一九二頁,二二二~二四二頁。

rc 反 映 آب 此等の財政政策が、 失以後に於ける支那社會と支那財政の動きに對して、 یے の様な意義を持ち、

ثنل

Ø 様な影響を及ぼしたかを見ようとするのである。

戰 前 0 財 政 뫘 體

渙 税 等) 内漿外患は、 は 負 に對する課稅 、婚を課した。 相 その 継ぐ 當然內愛外患に基 朝 に依 を補完的收入として、 、內憂外 初期 いつても、 阿片戰爭 K (田賦--出賦・丁賦) 恵に依つて莫大な負擔に苦しんでゐた淸朝財 卽 は 李鴻章等の指導の下に企てられた海 相 歷 継ぐ 化 く清朝の勢威失墜・ 太平天園 O 內亂 王朝と同じく、 その上に尙よく獨立の財政を維持してゐた。 を中心とし、 定の為に多大の軍費を要したにも拘らず、 の亂等の教訓に鑑みて清朝の採用した富國强兵政策と共に、 「量入定出」の原則がその財政運用に於ける 最高 清朝の特異な財政機構等の事實と相俟つて、 關稅 鹽稅及びその他雜稅(契稅・ 步 造 船 • 业 に新しい **渋兵・教育・** 経費を 然るに阿片 諸事節約が 要求し 練軍等に開 牙稅 た。 鑛稅 戦爭以來清朝 清朝財政を著しく窮乏に 旨とせられ、 する新し · 牲畜稅 · 此 クン れの様な 凊 理想とせられ 聊 つく措養 財 經費 濫 Ø 土地 1女 稅 K. 直 大きな Ð ᆫ Ιţ 面 **桑** | 農民 7 膨 し 己 脹 た

は 淸 他 極端な地 朝の の 租税收入はすべて各省長官としての督撫の支配の下 政 治 方分權的な性格を帶びてゐた。 行政機構は、 外觀上は一 應中央集權的 例 ば中央政府は關稅と鹽稅收入の な色彩を示してゐたが、 に置かれてゐた。そして此等の 少くともその 部 0) 他化 財政 租 は 稅 固有の財 の領 收入は先づ各省 域 源を持 K 於 S た 7

陷

入れ

たので

ある。

 κ

清戦争に於ける清朝の財政政策

卷

四〇七

第二

號

九

H

質士毅, 民國續財政史 (一) 第四章 近代財政之方針, Pokong Chu; Der Staatshaushalt und das Finanzsystem Chinas, 1937, ss. 72-73. Ming-Chung Tay; Das Finanz-und Steuerwesen Chinas, 1940, ss. 6)

であつたし、 た。 最高財政官廳としての資格を形式上備へてゐたが、 能であつた。 な罰則が規定されてゐたが、 付せしめ得る(認籌) した收入源としての性格を持つものでは無かつた。 經費に充當せられた後 從つて中央に於いて新しい經費の必要を生じた場合には、 勿論實官收入・巨商に對する御用金等が、 中央の勢威失墜と共に、 中央から派遣された地方財政長官たる布政使は督撫の支配下にあり、 との便法が定められてゐた他、 (存留)、 中央に於いて新しい經費の必要を生じ、 戸部の力を以てしては地方財政に迄も干渉し、 その殘餘が中央に送付せられ 時には中央政府の財源として利用せられたが、 中央に於ける財政擔當者としての戶部は、 各省長官たる督撫と同一の資格に於いて皇帝に隸屬するもの 督撫の中央への 送金に闘する責任に就いても、 戸部より 督撫に通じて (派定) 必要額を 中央に送 (起運)中央政府の經費に充當せられたのであ 之に應ず可き 收入の 要求せられる 場合に 中央政府の牧入増加を計る事は不可 戸部に隸屬するもので無 夫等は決して安定 應淸朝に於ける 極めて嚴格 カゝ

型工業が各部門に就いて隨所に現はれてゐた。 ば都市には商業的市民階級が微力乍らも發生してゐた。 源を求めるとしても、 此の様な事情の他に、 ふ牧入滅に依つて著しく窮乏してゐた。 當時各省の財政も、 前資本主義的な段階に止つてゐた當時の支那社會乃至經濟機構が夫を許さなかつた。 各省からの送金を主要な財源とする中央政府の財政を益々窮乏に陷入れる可き今一つの 清朝の内憂外患に基く中央經費の一部分擔と天災その他事變に基く農村疲弊 各省が自らの財政窮乏を救ひ、 商業資本もある程度まで形成されてゐた。 工業生産に關しては可なり大規模なマヌファクチ 更に中央の要求に應ずる爲に新し 農村も自給經濟を破つ ュア 滿鐵調查會,支那稅制の沿革,西力東漸時代の稅制(清代)。 木村增太郎,前揭書,四一~五八頁,松井義久,清朝經費の (滿鐵調查月報十四ノ十一)。 木村增太郎,前掲書,五三頁。 8)

9)

化件

理由があつた。

財

階への飛躍を爲し得なかつた。 等にあらゆる名目の附加税がつけ加へられた。 税源の上に、 が大きな收入を期し得る樣な新しい課稅の對象を與へ得る筈が無く、只從來から極度に迄利用しつくされてゐた 鴻章等の指導に依る富國强兵政策に基く官營資本主義への發足にも拘らず、此の段階に止つた儘、 てある程度商品經濟の段階に入り込んでゐた。然し支那社會は、 と財貨の移動が此の目的に利用され、 新しい名目で附加的な租税を賦課するか或は稅率を引き上げるのみであつた。そして常に、土地と鹽の消費 より大きな負擔を課するより他に方法は残されてゐなかつた。即從來から有してゐた課稅對象の上 まだ資本主義社會と云ひ得る狀態に迄は達してゐなかつた。從つて此の樣な社會 此等に對して絕へずより大きな負擔が要求されてゐた。 太平天國の亂の後に起された釐金に就いては、 阿片戰爭以來のヨーロッパ諸國の影響と特に李 例へば田賦 課税の範圍が擴大 次の新しい段 鹽稅

にしてどの商品も課税を免れ得ないし、又どの樣な交易地にも徴稅官のゐない所は無い。」 と云はれてゐる。 路線に多くの魔金局が設けられてゐる。大體五哩の間隔を置いて小麓金局が、十哩を距て大釐金局が建てられてゐる。 | 交易路―山地や獨立の孤村に通ずる樣な路或は只僅かの財貨しか輸送されない樣な路―も微税吏の監督下に置かれた。 同じ |麓金局はあらゆる交易地とすべての經濟的中心地に設けられ、そこではすべての商品が課税された。經濟的に夫程重要で無

され徴收の場所が増設された。

例へば

然し此の様な方法が採られたとしても、社會の擔稅力にも自ら一定の限度があり、 此等の收入にも大きな期待

を懸け得なかつた。

此の様な幾多の事情がからみ合つて、清朝の財政窮乏を益々强めてゐたのであつた。

此 の様な環境の下に置かれてゐた清朝政府が、 その財政を糊塗すべき方法として選んだのが外債依存政策であ

日清戦争に於ける清朝の財政政策

第一卷 四〇九 第二號 一

10)

平野譯, ウイツトフォーゲル, 支那の經濟と社會 下卷, 一三〇~一八〇百。

頁。 11) Pakong Chu; a. a. O. s.64.

日清戦争に於ける清朝の財政政策

第一卷 四〇 第二號

つた。 手段を失つてゐた清朝政府は、 して、 露西亞から軍器 清朝政府は同治四年 · 彈 藥 (一八六五年) 新しい經費の必要を生ずる毎に、 糧食等を借り入れ外債依存の端緒を開いたが、 伊犁地方に於ける囘教徒の 絶へず此の最も安易な方法を採用した。 亂平定に 際して、 爾來財政窮乏を救ふ可きあらゆる その急に 應ず可き 手

資金の借入を行ってゐる。 |之より蒯太平天國の飢に基く軍費膨脹の結果、江蘇省が成豐十一年(一八六一年)、 然し精朝が自ら外債を選したのは何治理年の豚西選からの借入を以て嚆矢とする。 福建省が同治元年(一八六二年)外 潮から

阿片戰爭以來ョ 開港場では 3 1 1 ロツ Ħ ッ Ŕ 걋 商品の支那進出に伴つて、 0 臣商が巳に大きな勢力を持つてゐた。 ∄] ・ロッパ 諸國と支那社會との關係は漸次密接になつてゐ 3 1 Ħ ッパ銀行も已に支那に進出してゐた。

に設立されてゐた。 へば一八五三年には英系麥加利銀行が、 一八六六年には英系滙豐銀行が、 一八七五年には佛系東方滙埋銀行が、 夫々巳に支

てねた。14 貸公債で且つ爲替相場の變動も甚しく無かつた爲、 の費用に充てる爲に起した外債は、 うして 清朝が 同治四年に 外債依存の 端緒を 開いてから、 だから此等の 爾來內變外患の起る事も無く、 Ħ ーロッパ商人やヨー 光緒十三年 ロッパ諸銀行を通じて、 海闘收入の増加等に依り財政の比較的安定し得たのと、 (一八八七年) に至る迄の 二十二年間に 此の間に起された外債は大體に於いて償還し得たが 或は軍費として、 清朝は常に容易にその所要資金を調達し得た。 或は財政窮乏救濟の爲、 於いて 四千萬雨を 外債の多くが銀 或は軍 超過し 中備充實 尚日 ح

戰爭

Ó

勃發の直

前

には、

英國に對する七十餘萬兩、

淸

朝

は此の様な支那社會の狀態

財政機構と財政狀態の基礎の上に日清戰爭を迎へたのである。

獨逸に對する二百萬兩が未償還の儘で殘されてゐた。

陽象龍,民國以前關稅擔保之外債(中國近代經濟史研究三ノ一,民國二十四年五月)。 朱偰、前掲書,八九~九〇頁。S. R. Wagel; Finance in China, p. 25. 木村増太郎, 前掲書, 四三六頁。 12)

13) 14)

依つて、 幣の種類等が定められた他、 内帑金より一、 無かつた。 金を擔保とする事、 者には位階・ いて先づ之を行ひ更に夫を全國に於いて行ふ事とした。 くて戸部の奏請に基き光緒二十年八月文明諸國の先例に傲つて、 つて徴收した。 100萬雨を、 占或は鹽 當時の支那社會の實狀は、 の様な環境の下に日清戦争を迎へた清朝が採つた戦費調達の手段は次の様なものであつた。 に徴兵及び軍艦購入の基金二五〇萬兩、 内帑金より二○○萬兩及び文錢二○○萬個を支出した。第三に官吏俸給額の三割を强制客附の方法に依 ・鐵に關する特許商人) 第一に資本が缺乏してゐた。 名譽職を與ふる事、 五〇〇萬兩を支出した。 第四に進士及第證書の資却に依つて二○○萬兩を調達した。 北京錢莊(恒和・恒利・恒興・恒源の四大也)よりの献金に依つて二〇〇萬兩を得た。更に西太后は 等が定められてゐた。 諸種の有利な條件が定められてゐた。 乃至都市手工業者や農村に吸着する事に 決して清朝の選んだ公債政策を成功せしめるに足る丈の條件を具備したものでは 募集額百萬兩を超へた場合には、 然し此等の財源のみに依つては到底莫大な戰費に應じ得る筈が無く、 古くから中飽に依つて官吏が、 然し公債の發行に就いて その他より約二〇〇萬兩を捻出した。 内債の募集

に當つては、 内國債を發行する事に決した。そして北京に於 斡旋者は之を賞與する事、 例へば廣東省に於いては、 此の様な有利な條件が 或は獨占的な商業活動 依つて商人が、 第五に鹽商に對して御用金を命じて 償還期限·利息· 第二に宮廷諸經費の節 夫々資本を 蓄積してゐ 附隨してゐたとして 海關收入・阿片釐 (廣東に於ける貿易 萬兩以上の 擔保 **償還貨** 減に

日清戦争に於ける清朝の財政政策

卷

四

第二號

易はて登纂資於かはで

15) 東亞同文書院,支那經濟全書,第一輯,七月16) 東同文書院,前揚書,七九五頁。17) 東亞岡文書院,前揚書,七九二~八○一頁。

日清戦争に於ける清朝の財政政策

四二二

鰮・鐵の專賣)、 本そのものをも侵害した(課税・御用金等)。 程度にも限界が附せられてゐた。 られてゐた。漸くその一部分にマヌフアクチュア型工業の現はれた工業の發達狀態、自給經濟の支配的な農村の頭。 れたとしても、 積にも自ら一 國家の要求に應ず可き金融機關にしても、當時存してゐたものは、錢莊・票莊・質屋等に限られてゐた。 又兩者の合體に依つてより大きな資本が形成されてゐた。 商業資本の發展に對して充分な地盤を提供するものでは無かつた。第二に社會の餘剩資本を動員し、 定の限度があつたのである。 商業資本の自由な發展と擴大とを阻害した。 支配者は之に對して課税する事を怠らなかつた。とうして商業資本の擴大には一定の制限が附せ 即久しい期間を通じての支配者の商業資本に對する抑壓と干渉の為に、 叉支配者は流通行程の重要な部分を直接自己の管理の下に置き(例へば 例へば古來支配者はくり返しくり返し、 たとへ此の様な部分が商業資本の自由活動に委ねら 然しその範圍も限られたものであり、 商業資本の利潤を、 その蓄積の 時には資 その蓄

財政の補助機關としての省政府の官録號は、先緒二十二年(一八九六年)に始めて設立された。 中央銀行としての戶部銀行(後に大淸銀行、民國革命以後中國銀行と改稱)の設立は光緒三十年(一九〇四年)である。各省 支那に於ける新式銀行の成立は、光緒二十三年(一八九七年)盛宜懷が上海に中國通商銀行を設立したのを以て嚆矢とし、

達する程度であり、

費の要求に應じ得る筈が無かつた。のみならず、 金融機關が自らの機能に依つて國家の要求に應ずるには、 此の様な支那の傳統的な金融機關が、 何れも小規模のものばかりであつた。 多くはその資本額數萬兩を前後するに過ぎなかつた。此の様な小規模な金融機關が莫大な戰 支那社會の全面に亘つて、廣く鞏固な根を張りめぐらしてゐたとは云ふ 最大の資本を有するものにしても、その資本額は辛じて百萬兩に 近代的な銀行が紙幣を發行して公債を引き受ける様に、 社會の制度も金融機關そのものも充分發達してゐなか 平野譯, 前揭書, 三三六~三四〇六, 三五八頁。 平野譯, 前揭書, 三五八~三五九頁。 東亞同文書院, 前揭書第六輯, 第五編支那銀行。

まつてねた。だから戦争と云ふ様な重大な問題に直面しても、夫を社會全體の共同の問題として社會が自覺する **づた。第三に從來から支那の國家と社會は、只租稅行政と警察行政と云ふ極めて弱い二つの紐帶に依つて結びつ** のでは無く、夫は只清朝一個に關する問題であり、社會にとつては遠い所での出來事であつた。その上民衆の公 けられてゐる文であつた。 此の樣な事情も亦清朝內債政策失敗の大きな原因であつた。 に大きな障碍になつた。 が附せられたとしても、 債觀も、公債を見るに君主に對する献金乃至御用金と見る程度であり、公債の發行に際して如何なる有利な條件 決して公債を信頼する事は無かつた。此の様な事實も亦、 第四に當時恰かも西太后誕生祝賀の爲に民間から多額の寄附金を徴收した後であつた。 國家は社會そのものを地盤としてその上に立つものでは無く、 清朝の採つた公債政策の成功 兩者は全く遊離してし

で來た。 して此の様に國家と社會との遊離してゐた間隙に、外債がその背後に夫々の國の政治的野心を伴ひ乍ら流れ込ん 此等の諸事情に妨げられて、 清朝が戦時財政政策の一環として採用した公債政策は慘憺たる結果に終つた。そ

でゐた。公債政策を可能ならしめる可きあらゆる條件と地盤を備へてゐた。國家は已に近代的國家に迄發展し、 件としての金融機闘・ のものも著しく進んでねた。資本も公債を成立せしめるに足る丈蓄積され、 公債も君主の私債たる性格から解放されて、 當時ヨー ロッパ諸國に於いては、 證券市場も充分發達してゐた。 公債は已に中世紀的な性格を脱して、 國家の負債としての意味を持つてゐた。夫に伴つて國民の公債觀そ しかるに當時の支那社會にあつては、 近代的な意味に於ける公債に迄發達し 公債の發行を容易ならしめる可き條 此の様な公債の成立

日清戦争に於ける清朝の財政政策

第一卷

四三

第二號

二二五

清水盛光, 支那社會の研究, 21)

月清戦争に於ける朝清の財政政策

第一卷 四一四 第二號 一二六

支那社會に於いて、 を可能ならしめる可き政治的・社會的・經濟的な條件も地盤もすべて缺けてゐた。條件の備はらず地盤の缺けた ねた公債政策の形骸のみを模倣したととろで、その様な政策が失敗に終るのも當然の事であつた。 **清朝が公債發行の基本的條件も基礎的地盤も反省せず、無難作に先進諸國に於いて採られて**

超へる程度 北京の一○○萬雨を始として、 ○萬廟、 此の様な條件の下に於いて、 陝西省の三八萬兩、 江西省の二三萬廟、 魔東省の近○○萬爾。 清朝が公債の發行に依つて、夫も殆ど强制的な方法に依つて調達し得た 戦費は、 湖北省の一四萬兩、その他を合して一、一〇〇萬兩を辛うじて 山西省の一三〇萬柄、 江蘇省の一八四萬兩、 直隸省の一〇

金	金	金	銀	類	んた	つであ	ا
款	款	款	款	大凡	温す	しつ た ₂₂	·
"	一〇〇萬磅	三〇〇萬磅	一、〇〇〇萬兩	起債額	(に充當する為に起した外債は次の樣なものであつた。	(であつた。こうして清朝は所要の戰費を調達し得す、	
"	"	六	七%	利子		の戦費を調ぎ	1
蟹税・登 金 海關税及江蘇		<i>y</i> ·	海關稅	擔保	であつた。	遂	
ŋ	"	"	二十年	期限		債に依存して	
n	一八九五年三月	一八九五年二月	一八九四年十月	起債年月		に外債に依存してその急を凌ぐ事とした。即	- ((1 1

清朝が戦費

四 賠償金の負擔

海衞占領費百五十萬兩, 辛うじて戦費を調達し得た清朝は、 計二億三千百五十萬兩の負擔を課せられた。此の中賠償金二億兩に就いてはその支拂期 日清戦争の結果、 賠償金として二億雨、 遼東半島還附代償金三千萬兩、 威

22) 東亞同文書院,前揭書,第一輯,八○七頁。 23) 木村增太郎,前掲書,四三八頁。

及び支拂額が次の様に定められた。

殘額一億兩は六ケ月賦に分ち、次の如くその償還を定む。 次 次 次 次 次 间间 批准交換後二ケ年以內 五、〇〇〇萬兩 〇〇〇萬兩 四ケ年以内 六ケ年以内 條約締結後十二ケ月以內 條約締結(一八九五年四月)後六ケ月以內 笰 四 次 次 次 同 七ケ年以内 一 七ケ年以内

てわたヨーロッパ辞國は、 た唯一の手段であつた。 も限られた期間内に國内に於いて調達し得る筈が無かつた。此の場合にも外債に依存する事のみが淸朝に殘され 今辨理之法辨理)に依つて、 に於ける鐵道敷設權·鑛山採掘權等を獲得し、 る場合には、 提供された(年利四分・償還期限三十六年・關稅擠保)。 一八 九六年 三月には英・獨銀行團(邏豐・德華銀行)に依つて た外債は、此等の諸國にその野心を充たす可き絕好の機會を提供する事となり、 つて激しい争が展開された。一八九五年七月には露西亞政府の保證の下に、 一、六○○萬磅の資金が與へられた(年利五分・償還蚓限三十六年・關稅增保)。 日にあらゆる手段を盡して戦費を支辨し、 常に夫々の國の政治的な意思がその背後に伴ひ、一定の交換條件が附せられてゐた。 日清戦争の結果清朝の積弱が完全に曝露され、當時支那社會の周邊からその中樞を窺つ 失々の支那に於ける勢力圏を此の機會に擴大しようと努めてゐた。だから清朝が求め 本借款の償還されざる限り、 その財源のすべてを費消し切つてゐた淸朝が、 英國は借款契約第七條(……今次借款未付還時中國總理海關事務應照現 支那關稅行政に於ける總稅務司としての同國人の地位を 露・佛の銀行團から四億法の資金が 勿論此等の諸國から資金が提供され 夫々の間に淸朝の外債募集を繞 之丈の金額を、 露西亞は滿洲 しか

日清戦争に於ける清朝の財政政策

第一卷 四一五 第二號 一

確保した。獨逸・佛蘭西に依つても支那に於ける自己勢力擴張の野心が藏せられてゐた。

萬兩或は五十萬兩以上に上るものは、夫々將軍・督撫より上奏の上恩賞を加へる事、等の特典を附した。然し此 保とし、償還基金制を定めた。又償還期に達したものは債券をもつて地租・鹽稅の納入に代へ得る事、應募額十 意味)なる名の下に内國債を發行した。親王・大官等は季先して之に應募し範を示した。 その他地租・鹽稅を擴 支拂に充當すべき財源を內國債に求めた。そして一八九八年一月昭信票(日に民間に失った信用を明にし之を回復する の様な努力と條件にも拘らず、戰費調達の爲に發行した內債の徹を踏み至く失敗に終つた。卽張制募集に依る可 様な狀態の下に於いて募集し得た金額は、 つて公債應募を覓れんとする者もあり、巨商の中には之を覓れる爲に外人の商號を用ふる者さへ現はれた。此の な態度をもつて望む者もあり、 しとの提案を却け、任意公債の方法に依つたが、直接募集の任に當る官吏の中にはその効を急ぎの餘り、 とうして得た資金に依つて賠償金の一部支拂を終つた清朝は、債權國の要求する交換條件を恐れ、 江蘇省の一二○萬兩、その他を合して約五○○萬兩に過ぎなかつた。 社會の不安と恐怖をつのらせる丈であつた。商人の中には官吏に對する贈賄に依 山東省の二五萬兩、安徽省の五〇萬兩、 河南省の三〇萬兩、 奉天省の 强制的

を終つた(年利四分五厘、 されてゐた。こうして債權國に依つて要求される交換條件は、 かくて再び英・獨銀行團(滙豐・徳華銀行)に依賴して一、六〇〇萬磅を調達し、辛うじて賠償金の殘額の支拂 此の外債の成立に關しても、 **償還期限四十六年、擔保は關稅と蘇州・松滬・九江・断東の釐金及宣昌・湖北沿岸・安徽沿岸の鹽窟** 英國に依つて支那財政監督權とビルマより揚子江に 通ずる 鐵道敷設權が要求 清朝財政に於ける 外債の 累積に 伴つて苛酷とな

費は一 額が 收入の増加を企てた。 於ける窮乏を躁想せしめる財政を救濟し得る筈が無かつた。 本的な問題に觸れず、 栗店に對して) かくて財政窮乏に應じ或は將來に於ける財政確立の爲、 公價四五○萬磅を、 大きな紙陷としての地方分權的な財政機構の改革と云ふ根本的な問題に迄手が延ばされたものでは無かつた。 し此の樣な方法が採られたとしても,夫等は何れも當面の急に應じ得可きものにすぎず、 層の財政窮乏を豫想せしめるに至つた。 年々償還すべきもののみでも二千五百萬兩を超へる事となつた。そして戰前八千萬兩內外に過ぎなかつた經 億柄を超過するに至つた。 の調達 收入増加策としては、 等の方法を採つた。 賠償金の負擔・此等に基く外債の累積は、 光緒里十四年(一八九八年) 只部分的な點のみを對象とした此の様な彌縫策が、 例 へば經費節減としては、 $\widehat{\mathbb{C}}$ 然し之に對應すべき收入の大宗としての關稅收入は二千萬兩に過ぎなかつた。 又當面の急を凌ぐ爲に、光緒二十三年(一八九七年)には白耳寝よりの鷹漢鐵 増税―鹽税の引上、 例へば日淸戰爭を中心として、 には 英國よりの $\widehat{\mathbb{C}}$ 茶・砂糖釐金の引上、 制兵の裁減、 清朝は戰後經營に基く財政政策として、 著しく

清朝の財政を

窮乏に

陷入れ、 山海關內外鐵道公債二三〇萬磅を =已に極度の窮乏に陷入り、 清朝は五千萬磅を超へる 外債を 局員手當金の減額、 烟酒税の引上、(二) **清朝財政に於ける最も** 更に將來に於ける \equiv 御用 流用し 經費の節減と 更に 金(質商 加俸の減 た。 で23) | 將來に 負擔

或は 財政窮乏救濟の爲、 御用金・ 公債等の手段と併んで用ひられた例は、 特に戦費調達或は戦後經營の手段として、 各國の財政史に常に見受ける所である。 鑄貨の改惡或は政府紙幣の發行等の方法 然し清朝は日 が、 母 26) 27) 28)

1清戦争に於ける清朝の財政政策

一卷四二七 第二號 一二十

木村增太郎,前揭書,四四三頁。 買士毅,民國財政史 上册,二〇頁,邦譯,二四頁。 朱偰、前揭書,一〇六頁。 H. Jecht; Kriegsfinanzen, 1939, s. 24.

戦争に於いて此の樣な方法を採用しなかつた樣である。

業を續けてゐた。 機能を續けてゐた。 て社會に臨み、 結びついて行つたとしても,夫は社會に對して干渉を加へる場合の方が多かつた。古くから國家は農本主義を以 達せしめてゐた。 **に行はれてゐたかも疑はしい。從つて社會は國家の干渉を最小限に喰ひ止め乍ら自らを守り、自らの力に依つて** 負擔と勞働力とを農民に要求した。又此の樣な任務が國家に依つて擔當されたとしても、夫がどの程度まで實際 を維持する事を目的とし、その爲の物的手段を增大する意圖の下に行はれたのであつた。しかもその爲に大きな を結びつけるものとしては、 の干渉から自らを守る事に久しい間慣らされてゐた支那社會に於いて、夫から大きな成果を期し得る筈は無かつ 由來支那の國家は社會を地盤とし夫を背景とするものでは無かつた。國家は社會から全く遊離してゐた。 各省は結局その鑄造を中止した。咸豐年間には、太平天國の亂に依る收入滅と銅供給量の不足を補ふ爲に、 社會は實質價値を有するものを交換の基準として選び、特に商業取引等に於いては銀を基礎としその上に營 夫が重要な地位を占めてゐた。貨幣にしても、淸朝時代には制錢の制度が定められてゐたとは云ふもの30 例へば道光年間に各省に於いて、 治水事業等を重大な任務として支配者が擔當してゐたとは云ふものの、夫等はむしろ自らの生命 從つて此の樣な社會に淸朝が鑄貨の改惡乃至不換紙幣發行の方法を以て望んだとしても、 又資本の投下に關しても、國家の干渉と抑壓とから自らを守る爲に目立たない方法が採られて 例へば抑商主義の結果、商人團體は公權力に依る保證に代へて、私的保證の制度を高度に發 租稅行政と警察行政と云ふ只二つの紐帶があるのみであつた。たとへ國家が社會に 夫々の鑄貨が盛に鑄造されたが、 夫は法的價格に於いて通用し得

30) 平野譯,前揚書,三四一~三四二頁。

會がその様な意思を受け容れる丈の狀態にあつたならば、 清朝は紙幣の發行を極力避けてゐた。 部よりは寶鈔を發行したが、只社會と經濟を混亂に至らしめるのみであつた。むしろ此等の失敗に鑑みて、 平天國の亂に依る財政窮乏に追はれ、 紙幣に歸しても、 戸部は名目鑄貨を發行した。然し社會に依つて受け容れられず、 方法を選んだとしても、 利な條件と特權 し得たであらう。 の與へられてゐた戰時公債でさへも失敗に終つた。 然し當時の支那では、 清朝の初期に**砂貫の制度を定めて少額の紙幣を發行したが、** 夫は從來に於けると同一の經過を辿り、 戦費支辨の爲に、 勿論清朝がその意思を充分社會の内部にし事込ませ得る丈の力を持ち、 此の様な條件は全く缺けてゐた。 銀炳單位の官票及び錢貨を表はす錢鈔を官銀號より、 此の様な方法も満朝の戦時財政政策の一環として成功 名目鑄貨は忽ちにして流通場裡から消滅した。 失敗に終らざるを得なかつたであらう。 從つて清朝が鑄貨の改惡乃至不換紙幣發行 例へば擔保が定められた他、 失敗に終つた。咸豊年間にも、 極めて有 太 戶 社 來

五 \exists 清戦争の

K 對して支那進出の機會を公然と提供した。 を通じて、 ヨーロッパ諸國の支那社會への壓力が一段と强化された。 清戰爭は支那近代史に大きく時期を劃するものであつた。 諸勢力の支那進出に加速度が加へられると共に、 3 Ī ロッパ諸國の資本が支那社會に流れ込み、 爾來鐵道の敷設・鑛山の採掘・銀行の設立・工場の創設等あらゆる管 失に伴つて夫々の勢力圏が擴大されて行つた。 その影響の下に、 のみならず下關條約の結果、 第一に 敗戦の結果清朝の 弱體が 支那社會に於ける舊いものが崩崩 清朝は夫等の **曝露されると共** 第二に ĸ

第 四一九 第二號 当

清戦争に於ける清朝の財政政策

宮下譯, カン, 支那貨幣論, 一三頁。 朱偰, 前掲書, 一一二~一一三頁。飯島幡司, 支那幣制論, 五八~五九頁。 湯象龍, 咸豐朝的貨幣(中國經濟史研究, 二ノー, 民國二十二年十一月)。

が芽生へて來た。 壊し始めた。 めてゐたコー が、 日清戦争に依つて拍車を加へられたのであつた。云はゞ日清戦争は、 外部からの強い壓力は支配者と支那民族資本の自覺を促し、此等を中心とする新しい方向への運動 スをより明瞭に定め、 阿片戦争以來已に始つてゐたョーロッパ諸國の支那進出と支那自體に於ける新しい方向への運 爾來支那社會の負はされてゐた運命をより明瞭に表面に浮び上らせたもので 阿片戰争以來已に支那社會の步み始

あつた。 等は淸朝の外債募集に應ずる事に依つて、 妨げられて何れも失敗した。 響を及ぼした。戰費の調達・賠償金の負擔・此等に基く外債の累積等は、已に窮乏に陷入つてゐた淸朝財政を益 れてゐた。それ自身資本の輸入國であつた露西亞でさへも、 が此の様な野心を持つておつたればとそ、 しては、 々困窮せしめた。 みであつた。 擴大を接護した。とうして日凊戦争を中心とする凊朝の財政政策に伴つてヨーロッパ諸國の懸力が强化される 此の様に日清戦争は、 經費の節減・收入の増加等の方法も採られたが、此等は何れも當面の急を俊ぎ得たに過ぎず、根本的な財政 必ずその背後に債權國の政治的な意思が伴ひ、常に一定の交換條件が附せられてゐた。 勿論戰時財政政策の一手段として、 戦費調達・賠償金支拂の爲に内國債の發行・增稅等も企てられたが、當時の支那社會の狀態に 阿片戦争以來の支那社會の動きを强く運命づけたのみで無く、 此の様な間隊にヨーロッパ諸國の資本が喰ひ入つて來た。 その政治的機構の中に迄も喰ひ入り、自己の支那社會に於ける勢力圏 此等の諸國の間に、 或は豫想される將來に於ける財政窮乏に對應すべきものとし 此の鬬爭の中に於いて大きな役割を演じてゐた。 満朝の外債募集を繞つて常に激しい争が展開せら 清朝の財政にも大きな**影** しかも 外債の 成立に ヨーロツパ諸國 際

C. F. Remer; Foreign Investment in China, 1933, p. 121.

らせる丈であつた。 國の資本が、 筈が無かつた。だから債權國に依つて常に恐る可き交換條件が附せられてゐたにも拘らず, 改革にまで進んでゐなかつた。又當時の支那社會の狀態としては、その様な方法に依つて大きな成果を擧げ得る 清朝財政の窮乏を彌縫すべき手段として利用されてゐた。夫に伴つて自己の財政を益々窮乏に陷入 絶へずョー ・ロッパ諸

定められてゐた。 て、 制度の改善楽も論議せられてゐた。 れてゐる。例へば民國二年財政部提案の國家稅地方稅法草案に於いては、 筈は無かつた。然し荷朝末期の此等の財政改革築は、民國革命後にも新しい政府に依つて繼承された。民國初期 程が定められた。その他豫算制度の確立・統一國庫制度等も企てられた。此等の改革案と併んで貨幣制度・銀行 十四年(一九〇八年)には、 に於ける財政改革案の主要課題とした所は、 然し乍ら此の樣な財政の窮乏は、遂に淸朝を驅つて根本的財政改革の方向に進ませるに至つた。例へは光緒三 國地稅劃分案・中央專款條例・ 財政に於ける根本的な 缺陷を改め、 その中央集權化を 企てるものとして 清理財政章 勿論全く勢威を失墜した清朝に依つて此の様な根本的改革が成し遂げられる 中央解款條例・ 中央集權的な財政の確立であつた。 國地稅劃分修正案等の一連の財政革新案が引きつゞき提案さ 國家と地方に屬す可き租稅が次の樣に 此の 目標に沿ふ 可きものとし

- 左記各項は國家税と定む。
- 左記各項は將來設く可きものにして國家稅と定む。

田賦・鹽税・關税・常關税・統捐・釐金・鑛税・契税・字税・當税・牙捐・當捐・烟税・酒税・茶税・糖税・

漁業税

所得税・印花税・登錄税・ 相續税・當業税・出産税・紙幣發行税

日清戦争に於ける清朝の財政政策

第一卷 四三 第二號

木村增大郎、前揭書,七一頁。 朱偲、前揭書,一一一一六頁。 賈士毅、民國財政史 上册,一○七/ 34) 35) 36)

二頁,邦譯,

- (三) 左記各項は地方稅と定む。
- 田賦附加税・商税・牲畜税・糧米税・土膏捐(阿片販賣店に對する課税)・油捐及醬油捐・船捐・雑貨捐・店捐・房捐 戯捐・車捐・樂戸捐・茶館捐・飯館捐・閼捐・魚捐・屠捐・夫行捐・その他雑税及び雑捐
- (四) 左記各項は將來設く可きものにして地方稅と定む。

家屋税・國税を課せざる營業税・同上消費税。入市税。使用物税。使用人税・營業税附加税・所得税附加税

禁止する事を得。 尚地方特別税の國家税に對する妨害となるもの及び特別税にして財政部の不當と認むるものは、 財政部よりその徴収を

地方附加税に關しては左の制限を超過するを得ず。

- (1) 田賦附加税は百分の三十を超過するを得ず。
- ② 警業税附加税は百分の二十を超過するを得ず。
- ③ 所得税附加税は百分の十五を超過するを得ず。

心議題とせられた。第一次・第二次全國財政會議の結果は、 に資す可き問題が提出された。民國二十二年五月の第二次全國財政會議に於いても、 整理・國稅と地方稅との區分・釐金の廢止・地租及び鹽稅の改革・所得稅相續稅奢侈稅の創設等幾多の財政確立 廣汎な經濟建設計畫と併んで、民國十七年七月には第一次全國財政會議が開催され、關稅自主權の囘復・國債の れて何れも單なる提案に止つた。三民主義を基礎とする蔣政權の下に於いても、此の樣な改革案が引き繼がれ、 くの提案が爲された。又關稅自主權囘復への運動も始められた。然し此等の提案は、何れも社會の混亂に妨げら く制限し以て中央財政の確立を期したのである。此の他豫算制度・國庫制度・貨幣制度・銀行制度等に關する多 此の樣にして從來各省の課稅權の下に置かれてゐた多くの租稅を國家の支配下に移す他、各省の課稅權を著し 蔣政權の權力擴大に伴つてその一部が實現され、 租税行政に闘する問題が中 支

那財政は近代的財政の方向へ一步前進する事になつた。

れてゐた。蔣政權下の全國財政會議の結果は、 承され、更に蔣政權下の全國財政會議に於ける財政改革案とその一部分の實現に迄發展した。然し支那社會の持 長がある様に思はれる。 舊い制度が依然大きな力を以て財政改革の進展を妨げてゐた。此の様な所に支那財政の或は支那社會の大きな特 つ根强い傳統的な性格は、此等の努力にも拘らず尙その完全な成功を妨げてゐる。多くの問題が未解決の儘殘さ どうして日清戦争以後に於ける財政窮乏は、清朝を驅つて財政改革に向はしめた。その改革は民國革命後も繼 一部實現され、或は多くは已に法律として制定されてゐた。然し

日清戦争に於ける清朝の財政政策

第一卷 四二三 第二號 一三五